

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年11月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500292号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500114号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月6日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成23年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月6日

厚生年金保険の記録では、会社からの請求期間の賞与額に係る届出が遅れたために、時効により当該期間に支払われた賞与は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した平成23年冬期の賞与に係る明細書、A社の総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は請求期間において、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月6日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年12月6日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500264号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500049号

第1 結論

平成3年11月から平成4年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年11月から平成4年10月まで

私は、平成3年7月に、当時居住していた市の出張所で国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料は、平成4年11月の帰国後に、両親から保険料20万円を立て替えてもらい、市の出張所で一括で納付した。

私の請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付について、平成4年11月の帰国後に20万円くらいを納付したと主張しているが、請求者は保険料の納付時期を記憶していない上、請求者が記憶している保険料の金額は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の金額と乖離^{かいり}していることから、納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を市の出張所で納付したと主張しているが、当該出張所では、過年度納付に係る納付書の発行は行えず、過年度納付に係る保険料を取り扱うことはできない。

さらに、請求者の平成3年11月11日付けの国民年金被保険者の資格喪失は、同年12月に処理され、平成4年11月29日付けの同資格取得は、平成6年9月に処理されていることがオンライン記録により確認できることから、請求期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500280号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500050号

第1 結論

昭和49年9月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年9月から同年12月まで

昭和49年9月頃、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。請求期間の国民年金保険料については、母親が、加入手続をしたときに市役所で納付したと母親から聞いている。請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、受領印は押されていないが、請求期間の領収証書、納付書及び国民年金印紙検認票を提出する。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年9月頃に、母親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は既に死亡しており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、請求期間当時、請求者が居住していた市で発行された請求期間に係る手書きの領収証書、納付書及び国民年金印紙検認票(3枚複写)を提出しているが、i) それら資料には、それぞれ領収日付印、収納日付印及び検認日付印が押されていないこと、ii) 実際に納付した場合、被保険者の手元に残らない国民年金印紙検認票等も含めて、3枚複写の全てが請求者の手元に残されていることから、請求者の母親が、当該納付書を用いて当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、請求者の所持する国民年金手帳について、国民年金印紙検認記録のページが全て空欄になっており、請求期間の国民年金保険料の納付を示す検認印の確認ができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)が無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500288号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500051号

第1 結論

昭和48年8月から昭和54年3月までの請求期間、昭和55年4月から昭和58年3月までの請求期間、昭和58年4月から昭和61年3月までの請求期間及び昭和61年4月から平成5年までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年8月から昭和54年3月まで
② 昭和55年4月から昭和58年3月まで
③ 昭和58年4月から昭和61年3月まで
④ 昭和61年4月から平成5年まで

私は、勤務先を退職した2か月後の昭和48年8月頃に、国民年金の加入手続を行った。当該手続の場所は当時居住していた区の社会保険事務所だったと思うが定かではない。

請求期間の国民年金保険料は、途中、申請免除の記録になっている期間もあるが、毎月、私が社会保険事務所で納付するか、又は当該事務所の職員に集金に来てもらい納付し、2か月分ぐらいを納付したこともあった。納付した保険料額や国民年金の住所変更手続等については覚えていないが、保険料を遡ってまとめて納付したことはない。

請求期間が未納付又は免除とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和48年8月頃に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和55年1月頃と推認され、請求者の主張する時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、毎月、自身が社会保険事務所で納付するか、又は当該事務所の職員に集金に来てもらい納付し、2か月分ぐらいを納付したこともあったと述べているところ、前述の推認される加入手続時期において、当該期間の保険料は、

過年度納付及び第3回特例納付により納付することは可能であるが、請求者は、遡ってまとめて納付したことはないと述べている上、請求者の主張のとおり当該期間の保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求期間②から④までの国民年金保険料について、請求者は、請求期間①と同様の方法等で納付したとしているが、現年度保険料については、社会保険事務所（当時）では収納することができず、請求者は、請求期間②から④までの納付した保険料額及び国民年金の住所変更手続等についての記憶が不明確であることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である上、請求期間のうち昭和57年12月から平成元年5月までの期間については、同居の元妻も、請求者と同様に保険料の未納期間又は申請免除の期間であることがオンライン記録により確認できる。

加えて、請求期間①から④までは19年超と長期間に及んでいる上、当該期間の事務処理は複数の行政機関にわたっていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500290号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500052号

第1 結論

昭和54年4月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年4月から昭和59年3月まで

私は、大学を卒業した昭和54年頃、両親に勧められ市役所で国民年金の加入手続きを行った。

請求期間の国民年金保険料については、私が、毎月、納付書により金融機関で納付していた。記憶にある国民年金保険料月額は、6,000円ないし7,000円程度であったと思う。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続き後、請求期間の国民年金保険料を、毎月、納付書により金融機関で納付し、記憶する保険料月額は、6,000円ないし7,000円程度であったと述べているが、請求者の記憶する保険料月額は、当該期間の大半において実際の保険料月額と相違している上、納付済みとなっている昭和59年度及び昭和60年度の保険料月額に相当することから、請求期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間は60か月に及んでおり、これだけ長期にわたり、特定の者に対して、事務処理を誤ることは一般的に考え難い。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500259号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500115号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社(現在は、C社D支社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年9月から昭和36年8月まで

私は、A社の修了証書を所持しているので、請求期間において同社B支社に勤務していた可能性がある。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B支社長が発行した修了証書(昭和35年9月3日付けで会社所定の基本訓練教程を修了した旨の記載)を所持しているところ、C社D支社の責任者は「会社所定の基本訓練教程の修了証書を所持しているのであれば、修了後ある程度の期間は勤務していたと考えられる。」と陳述していることから判断すると、期間は特定できないものの、請求者は、A社B支社に勤務していたこととはうかがわれる。

しかしながら、C社D支社は「C社本社及び当支社には、請求者の請求期間に係る社員名簿等の関連資料を保管していない。」と回答しており、同支社の責任者は「基本訓練教程修了後の雇用形態及び厚生年金保険への加入の取扱いについては、資料が無いので分からない。」と陳述している。

また、請求期間において、A社B支社の厚生年金保険被保険者であった複数の従業員に照会したところ、回答があった全員が請求者を知らない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除が確認できない。

さらに、A社B支社に係る事業所別被保険者名簿において請求者の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は、請求期間のうち、昭和36年4月から同年8月までの期間は、国民年金に任意加入し保険料を納付している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。